

南砺市空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市における空き家の有効活用を通して市の交流人口の拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 空き家等 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(空き家の登録申込み等)

第3条 空き家に関する情報を登録しようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、登録に必要な調査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、第1項の規定による登録の申込みをした所有者等が、当該空き家の契約交渉について社団法人富山県宅地建物取引業協会に対し登録に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができるものとする。
- 4 市長は、第2項に定める調査が終了すれば、その結果を空き家バンク登録完了（不可）通知書（様式第2号）により当該所有者等に通知するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第4項の規定による登録完了通知書を受け取った所有者等（以下「登録所有者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届（様式第3号）により速やかに市長に届け出なければならないものとする。

（空き家バンクの登録の取消し）

第5条 市長は、当該空き家に係る所有権に異動があったとき、又は登録所有者から空き家バンク登録取消届（様式第4号）の提出があったときは、当該空き家を空き家バンクから抹消するとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第5号）により当該登録所有者に通知するものとする。

2 市長は、第3条第4項の規定による登録の日から2年を経過した場合において、当該登録物件の利用が見込まれないと認めるときは、登録所有者と協議して当該登録物件を空き家バンクから抹消することができるものとする。

（空き家情報の公開）

第6条 市長は、空き家等の登録情報を市のホームページ等に掲載し周知を図るものとする。

2 市長は、利用希望者に対して登録申込書に記載された情報のうち、必要な事項を提供するものとする。

（利用者の登録の申込み）

第7条 空き家バンクの情報の提供を受けようとする利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書（様式第6号）により、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容等を確認の上、その結果を空き家バンク利用希望者登録完了（不可）通知書（様式第7号）により当該利用希望者に通知するものとする。

3 前項に規定する登録の期間は、2年間とする。ただし、利用登録者の申し出により登録期間を延長することができるものとする。

（利用者の登録要件）

第8条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用登録者は、南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第3号の規定に該当しない者で、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たしている者とする。

（1）空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者

（2）空き家に定住し、又は定期的に滞在して、市の自然環境、歴史、生活文

化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(3) その他市長が適当と認めた者

(利用登録者に係る登録事項の変更の届出)

第9条 第7条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届(様式第8号)により市長に届け出なければならないものとする。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録取消通知書(様式第9号)により当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 利用登録者が、第8条の規定を満たさなくなったとき。

(2) 利用登録者が、空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 空き家バンク利用登録申込書の内容に虚偽があったとき。

(4) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。

(5) 利用登録の完了日から2年を経過した場合において、登録期間の延長の申し出をしなかったとき。

(6) その他市長が適当でないとき。

(利用登録者の登録期間の延長)

第11条 利用登録者は、空き家バンク登録期間の満了後も引き続き登録を希望する場合は、登録期間満了日の1月前までに、空き家バンク利用者登録期間延長申出書(様式第10号)により市長に提出しなければならないものとする。

2 前項の規定により延長される期間は2年とし、登録期間の延長の回数は制限しないものとする。

(地域の代表者への情報提供及び地域情報の公開)

第12条 市長は、空き家を空き家バンクに登録したときは、当該空き家の所在する地域を統括する代表者(以下「地域の代表者」という。)に対してその旨を情報提供することができるものとする。

2 前項の情報を受けた地域の代表者は、登録物件の情報と併せて地域に関する情報を空き家バンクに公開することができるものとする。

3 地域の代表者は、登録物件の利用を希望する利用登録者に対し、地域に定住するための説明会、交流会等を開催することができるものとする。

(地域の意見の反映)

第13条 地域の代表者は、登録所有者に対し、入居者の決定に当たっての参考意見を述べるができるものとする。

2 登録所有者は、前項に規定する意見があった場合には、当該意見を参考にして入居者を選考するものとする。

(希望物件の申込み及び通知)

第14条 空き家バンクの登録物件について、これを利用しようとする利用登録者は、空き家バンク希望物件利用申込書(様式第11号)に誓約書(様式第12号)を添えて、市長に申し込まなければならないものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該登録物件の登録所有者に対し申込みがあったことを通知するほか、当該登録物件の契約交渉について社団法人富山県宅地建物取引業協会へ同様の通知を行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けた登録所有者又は社団法人富山県宅地建物取引業協会は、入居の申込みを行った利用登録者(以下「入居希望者」という。)と交渉するか否かを決定し、当該入居希望者に対しその旨を通知するとともに、市長に対し当該決定の内容を報告するものとする。

(入居希望者と登録所有者の交渉等)

第15条 市長は、必要に応じて入居希望者並びに登録所有者及び社団法人富山県宅地建物取引業協会に対して、空き家バンクに登録された必要な情報を提供することができるものとする。

2 市長は、入居希望者と登録所有者との空き家に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(適応上の注意)

第16条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク物件登録申込書

（宛先）南砺市長

申請者 住 所

氏 名

⑩

電 話

南砺市空き家バンク設置要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクへの物件の登録を申し込みます。

登録番号 (南砺市記入)	第 号		
所有者(管理者)		電話	
住 所	〒	携帯	
Eメール			

分 類	建 物	賃貸 ・ 売買	
所 在 地	南砺市		
構 造		築 年 数	築 年
延床面積		台所設備	有・無
敷地面積		浴 室	有・無
駐 車 場		ト イ レ	水洗・非水洗
車 庫		上 水 道	水道・井戸
空き家になった時期		下 水 道	接続・未接続
物 件 状 況		ガ ス	
その他特殊設備		希 望 価 格	円

契約交渉に関わる全てにおいて、社団法人富山県宅地建物取引業協会へ仲介を依頼します。

また、併せて社団法人富山県宅地建物取引業協会への情報提供を許諾します。

備考 1 登録する個人情報、本事業の目的以外には使用しません。

(現在の仲介依頼の状況 有 ⇒ 依頼先)

様式第2号（第3条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク登録完了（不可）通知書

様

南砺市長



南砺市空き家バンク設置要綱第3条第4項の規定により、下記のとおり空き家バンクへ登録したことを通知します。

登録番号 第 号

住 所

氏 名

登録日 平成 年 月 日

有効期限 平成 年 月 日

以下のとおり登録を不可としました。

不可の理由

備考

- 1 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。
- 2 南砺市空き家バンク登録申込書（写）を添付します。
- 3 物件に関する情報の一部は、南砺市ホームページ等に掲載します。
- 4 登録された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。

様式第3号（第4条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク登録変更届

（宛先）南砺市長

申請者

印

南砺市空き家バンク設置要綱第4条の規定により、下記のとおり空き家バンク登録の変更を届け出ます。

登録番号 第 号

変更内容

※空き家バンク登録申込書（写し）に変更箇所を記載し、添付してください。

様式第4号（第5条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク登録取消届

（宛先）南砺市長

申請者

㊞

空き家バンク登録を取り消したいので、届け出ます。

登録番号 第 号

取消理由

様式第5号（第5条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク登録取消通知書

様

南砺市長



南砺市空き家バンク設置要綱第5条第1項の規定により、空き家バンクへの登録を取り消したので通知します。

登録番号 第 号

取消理由

様式第6号（第7条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク利用登録申込書

（宛先）南砺市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

南砺市空き家バンクの情報を利用したいので、南砺市空き家バンク設置要綱第7条の規定により申し込みます。

住 所

氏 名

年 齢 歳

電話番号
(携帯電話)

F A X

E-Mail

※登録された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。

様式第7号（第7条関係）

平成 年 月 日

様

南砺市長



空き家バンク利用希望者登録完了（不可）通知書

南砺市空き家バンク設置要綱第7条第2項の規定により、空き家バンクへの登録については、下記のとおり処理したので通知します。

以下のとおり登録を完了しました。

登録番号 第 号

住 所

氏 名

登録日 平成 年 月 日

有効期限 平成 年 月 日（登録日より2年間）

以下のとおり登録を不可としました。

不可の理由

備考

- 1 変更が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。
- 2 申込みされた個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。

様式第8号（第9条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク利用登録変更届

（宛先）南砺市長

申請者

㊟

南砺市空き家バンク設置要綱第9条の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

登録番号 第 号

変更内容

様式第9号（第10条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク利用登録取消通知書

様

南砺市長



南砺市空き家バンク設置要綱第10条の規定により、空き家バンクへの利用登録を取り消したので通知します。

登録番号 第 号

取消理由

様式第10号（第11条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク利用者登録期間延長申出書

（宛先）南砺市長

申請者 住 所
氏 名

㊞

南砺市空き家バンク設置要綱第11条第1項の規定により、次のとおり利用者登録の登録期間の延長を申し出ます。

登録番号 第 号

延長の理由

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

平成 年 月 日

空き家バンク希望物件利用申込書

（宛先）南砺市長

（申請者）利用者登録No.

住 所

氏 名

印

南砺市空き家バンク設置要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

希望する物件 物件登録No. _____

※同時期に申込みできる物件は、1 物件とします。

※社団法人富山県宅地建物取引業協会の規定に基づく報酬が発生します。

申込者氏名 (本人)		年 齢	歳
同居人構成	氏 名	続 柄	年 齢
備 考			

空き家バンク利用申込みに係る私の個人情報について、空き家バンク物件登録所有者及び社団法人富山県宅地建物取引業協会並びに地域の代表者へ提供することに同意します。

様式第12号（第14条関係）

誓 約 書

（宛先）南砺市長

私は、南砺市空き家バンクの利用希望者登録にあたり、南砺市空き家バンク設置要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解した上で、申込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第8条に規定する用件等を遵守することを誓約します。

なお、空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、南砺市の自然環境、歴史、生活文化等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よりよき地域住民となることをここに誓約します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑩